

関係省庁・団体・機関からの通知等（平成 27 年 1 月分）

省庁・団体・機関	通知件名	文書番号等
農林水産省 消費・安全局 畜産安全管理課長	獣医師法第 8 条第 2 項に該当する獣医師の処分について (獣医師法第 8 条第 2 項に該当する獣医師の処分について)	平成 27 年 1 月 6 日付け 26 日獣発第 275 号 (平成 26 年 12 月 24 日付け 26 消安第 3598 号 -1)
農林水産省 消費・安全局 動物衛生課長 食料産業局 食品小売サービス課長 食品製造卸売課長 生産局 畜産部食肉鶏卵課長	高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について (高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について)	平成 27 年 1 月 13 日付け 26 日獣発第 282 号 (平成 26 年 12 月 30 日付け 26 消安第 4788 号 26 食産第 3442 号 26 生畜第 1465 号)
農林水産省 動物検疫所長	日本から EU 域内に犬、猫又はフェレットを輸入する際の EU の新規則等の適用について (日本から EU 域内に犬、猫又はフェレットを輸入する際の EU の新規則等の適用について)	平成 27 年 1 月 15 日付け 26 日獣発第 286 号 (平成 26 年 12 月 26 日付け 26 動検第 973 号)
農林水産省 消費・安全局 畜産安全管理課 薬事監視指導班長	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知))	平成 27 年 1 月 15 日付け 事務連絡 (平成 27 年 1 月 6 日付け 事務連絡)
農林水産省 消費・安全局長 消費・安全局 動物衛生課長	宮崎県及び山口県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化と防疫対策に係る畜産関係者等への指導の徹底について (宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について) (山口県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について) (高病原性鳥インフルエンザの防疫対策に係る畜産関係者等への指導の徹底について)	平成 27 年 1 月 21 日付け 26 日獣発第 291 号 (平成 26 年 12 月 28 日付け 26 消安第 4748 号) (平成 26 年 12 月 30 日付け 26 消安第 4791 号) (平成 27 年 1 月 8 日付け 26 消安第 4926 号)
農林水産省 消費・安全局 動物衛生課 家畜防疫対策室長	口蹄疫に関する情報の周知徹底について (口蹄疫に関する情報の周知徹底について)	平成 27 年 1 月 21 日付け 事務連絡 (平成 27 年 1 月 8 日付け 事務連絡)

省庁・団体・機関	通 知 件 名	文書番号等
農林水産省 消費・安全局 動物衛生課長 食料産業局 食品小売サービス課長 食品製造卸売課長 生産局 畜産部食肉鶏卵課長	高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識 の普及等について (高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識 の普及等について)	平成 27 年 1 月 26 日付け 26 日獣発第 292 号 (平成 27 年 1 月 15 日付け 26 消安第 5048 号 26 食産第 3629 号 26 生畜第 1545 号)

注：カッコ内は省庁・団体・機関からの通知の件名，文書番号等

※通知の内容は，日本獣医師会のホームページに掲載